

デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会（第二回）議事要旨

開催日時：令和3年7月30日（金）11:00-13:00

場所：オンライン会議にて実施

出席委員：梶川座長、金子委員、川澤委員、木村委員、坂下委員

議事次第

- （1）電子情報技術産業協会（JEITA）からのご意見表明
- （2）入札制限等の在り方に関する論点について
- （3）自由討議
- （4）多様なシステム開発ニーズに対応した柔軟な調達の内り方について
- （5）自由討議

議事概要

電子情報技術産業協会（JEITA）より入札制限等の在り方に関する論点に対する所感等について資料に基づき説明があった後、事務局より主要論点の説明がされた。

その後、委員による討議が行われた。主な意見は下記のとおり。

[論点1] <制限対象行為の明確化>

- ・ 株式保有状況については、保有割合等について一定に基準が必要ではないか。
- ・ 何をもって仕様書の作成とするのか定義をしっかりとさせる必要がある。霞が関の実務を知らない一般国民としては予算要求が厳密な金額の見積もりと捉えることもあるため、わかりやすい定義が必要となる。
- ・ 仕様書については、外形的な基準だけではなく、グレーな事例を作って明示することが必要。
- ・ 既存のシステムの運用に関する調達の場合、発注先の出向者が知見を持っていて調達時にアドバイスを求めることもある。知見をインプットしてもらうところと実際の仕様書作成で線引きをする必要がある。
- ・ RFP（Request for Proposal）、RFI（Request for Information）、RFC（Request for Comment）、意見調整等の類型に応じて制限対象行為を線引きすることを検討しても良いのではないかと。担当者を登録制にするのは賛成である。
- ・ 「メール等の他ツールのやり方も可とする」という記載について、情報共有のためのツールをメール以外にも利用し、担当者が変わっても過去の履歴が追えることが重要。
- ・ セキュリティと効率性を考慮して仕事のやり方を変えていくことを前向きに検討いただきたい。

[論点2] <制限対象企業の明確化>

- ・ 再委託については、職員との関係性により制限対象とすることは考える必要があるが、どこで線引きをするか。
- ・ 関係性が薄い場合は特例措置として扱うという理解である。
- ・ その他関連会社について、子会社ではないがホームページでグループ会社として扱っていたり、会社の歴史の中で株式保有比率は低いが関係性が深かったりする場合もある。
- ・ 親会社から人材交流があるような場合は影響があると考えてよいのではないか。兄弟会社は対象外で良いと考える。
- ・ 株式保有比率を鑑みて否決権を持つような関連会社については、制限対象と理解することもありえるのではないか。
- ・ 再委託については、一定割合ではなく「一定金額」という考え方もあると考える。過去の再委託の実績を踏まえて妥当な水準を設定し、水準は随時見直しをしていくことが必要。

[論点3] <制限対象となる職員と企業との関係の明確化>

- ・ 制限をかけるのは現在の兼業先のみでいいと考えるが、過去の経歴をデジタル庁でチェック・管理し、何かあった際にはトレース出来るよう情報を取得していることも重要ではないか。
- ・ 職員の現在・過去の経歴を把握している専門部門と担当者のアサインを決定する部門とで密な連携が必要である。
- ・ 本人が虚偽の経歴を申告していた場合、それが原因で入札制限対象になってしまうことを避けることのできる制度設計が必要。

その後、事務局より(4)多様なシステム開発ニーズに対応した柔軟な調達の内実について説明された。これをふまえ、委員による討議が行われた。主な意見は下記のとおり。

- ・ 調達する際のプロセスと体制について、サブスクリプションを利用しやすい制度をつくるのが重要。国庫債務負担行為の制度を使うのは手続き負担が大きく、サブスクリプションの利便性が損なわれる。
- ・ 大規模な調達内容ではウォーターフォール型が適している場合もありうる。調達の規模を分類してそれぞれに合ったルールを決める方がいい。デジタルマーケットプレイスは比較的小規模・中規模なものを調達しやすくしているため、活用するには分類は重要となってくる。
- ・ 短期的な異動により職員が業務に精通しにくいという課題認識は同意。今後、デジタル庁を起点としてデジタル系人材の異動ができるようになれば改善されるだろう。
- ・ 内製化についてはアジャイル型開発とクラウドの導入が進めば自然と仕上がってくるのではないか。

- ・ 調達契約においては、損害賠償の上限がない、知的財産権の帰属が発注者側にあるケースも散見される。国だけでなく大企業の契約書も同様であり、契約書の内容を変更するためには、業界全体の慣習が変わらないと説明しにくい。
- ・ デジタル庁のコンサルティング機能の強化について賛成する。各省で個別に実施するのが非効率なもの(ベンダー情報管理等)はデジタル庁が一元的に対応する意味があると考え。調達関連文書や契約書の文言の統一化も有効と考える。
- ・ 公共工事関連では工事成績評点の仕組みがあり、同様のベンダー評価の仕組みが必要。IT調達実績データベースでは、企業単位ではなく誰が担当していたのかも重要な情報になる。
- ・ ベンチャーの調達機会の拡大については、中小企業庁などとも連携して政府全体として進めていくべき。デジタル庁としては、デジタルマーケットプレイス等を通じてベンチャー企業の受注機会拡大の場の提供といった役割を担うのではないか。
- ・ 1者応札については、事前のチェックリストや随意契約について契約監視委員会などの仕組みが既にある。既存の1者応札の改善取組にシステム調達ではプラスアルファで上乘せした取組を行うのか検討の余地がある。
- ・ データの公表についてはベンダー情報や人件費単価の情報は発注者が持つておくべきもの。どの情報を開示すべきかの線引きを検討していく必要がある。
- ・ 緊急時の調達について、COCOAの際に色んなことができなかった経験がある。ぜひルールを作してほしい。
- ・ スタートアップ企業が参加する場合には、支払要件を柔軟にする必要がある。開発中の途中支払いがないことが通常であり、資金繰りが難しいことがある。
- ・ コンサルティング機能を進めていくと公正性が重要になってくるが、そこを意識しすぎてコンプライアンス委員会を見ながら後ろ向きな仕事をするにならないよう注意が必要。公正性を保つためには常に監視する必要はなく、何かあった時にチェック体制を適用するルール作りを進めてもらいたい。
- ・ 国庫債務負担行為や緊急時の定義の問題は、デジタル庁の範囲だけでなく、政府全体に共通した調達に関わる問題も含んでいるため、今後の課題としてどこまで取り込んでおくのか整理が必要。

最後に、梶川座長により全体の議事を踏まえた意見の陳述があった。梶川座長の主な意見は下記のとおり。

- ・ 今日の論点は、よりわかりやすい書き方もされており、委員の皆様からも、全体的にはよいまとめであったとの話があった。
- ・ 行政サービスの提供のあり方を大幅に見直そうとしている中、透明性や信頼性の担保と同時に、事前に基準を明確化していくという予見可能性も重要。
- ・ 透明性や信頼性を高めるためには、本人や組織のアカウントビリティと同時に組織としてのモニタリングが必要。

- ・ 本日の議論で、政府系の高度人材をどのように活用するか、それに関連する調達のあり方等課題が多く出たが、それこそがデジタルトランスフォーメーションそのものである。課題を出して部分だけでも委員会としては十分テーマがあるのではと考える。

以上

お問い合わせ先：

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

電話：03-3581-3484